

本巢市教育委員会  
教育長 白木 裕治 様

市内に分散する 3 民俗資料館の望ましい統合及び活用の在り方について、本巢市民俗資料館検討委員会（以下「検討委員会」と言う。）は、調査・検討の上以下のように提言します。

平成 23 年 3 月 1 日

本巢市民俗資料館検討委員会

## 1・「検討委員会」に付託された検討事項について

「検討委員会」に付託された検討事項は、以下の 3 点である。

- 付託検討事項 1 民俗資料館統合についての基本方針の策定に関すること。
  - 付託検討事項 2 民俗資料館統合の基本方針に掲げる施策に関すること。
  - 付託検討事項 3 市民等が、有効に活用できる統合の方策に関すること。
- この付託検討事項に従い、「検討委員会」では、必要な調査及び協議を重ね提言として纏めた。

## 2・付託検討事項 1 に関する提言

### (1) 望ましい資料館の在り方

資料館は、資料を収蔵・保存し展示を図れば事足りるものではない。少なくとも、市民の生涯学習施設として役立ち、活用される施設であるためには、規模の大小を問わず、以下の活動が展開され保障される資料館でなければならない。

- ① 資料の収集・保存・展示の活動が充実し、特に年間数回の企画展示の体制が整えられている。
- ② 資料館が対象とする幅広い情報が常に収集・集積され、容易に利用可能な体制が整えられると共に、資料館の活動を積極的に発信する活動が充実している。
- ③ 体験的活動や研修会・講演会・セミナーなど様々な行事を通して、市民が興味、関心を高めることができると共に、児童・生徒の学習の場として、有効に活用できる人的及び施設的な条件が整えられている。
- ④ 市民が資料館事業に参画したり、市民が資料館を活用して事業に取り組むことが、柔軟にできる体制が整えられている。
- ⑤ 資料館は学芸員を中核として、管理・運営の充実を図ることが必要である。

以上①～⑤までの諸要素が良く整い、相互に機能し合って高まる姿こそ、望ましい資料館の在り方である。

## (2) 本巢市の3民俗資料館統合の基本方針

- ① 市民の一体感を培い、管理・運営の効率性を図るために、市内の3民俗資料館は、「高木貞治博士記念室」「古墳と柿の館」「赤彩古墳の館」を併せ統合を図るべきである。なお、根尾地区の「さくら資料館」「根尾谷地震断層観察館」真正地区「本巢市民文化ホール」内「真桑文楽展示コーナー」は、その現地にあり充実を図ることが重要であり、統合から除外した。
- ② 統合する資料館は、考古・歴史・民俗領域を包括した「本巢市歴史民俗資料館」（以後「歴史民俗資料館」と言う。）として統合整備を図ることが望ましい。3資料館で現在収蔵する資料は、約9,000点にのぼり、その内約3,000点は歴史資料であり、今後も重要歴史資料収蔵の可能性もあり、「歴史民俗資料館」としての統合が適切である。
- ③ 前記(1)に記した「望ましい資料館の在り方」を基本とした時、施設の規模及び多様な活動を可能にする空間の確保などを考慮すれば、「歴史民俗資料館」の統合設置場所は、「富有柿センター」を中心とした「富有柿の里」敷地内が最適である。日本有数の群集墳を擁する船来山を背景としたこの地には、既に「古墳と柿の館」「赤彩古墳の館」がある。「富有柿の里」は現在年間38,000人に上ぶる活用があり、歴史民俗資料館と合わせ更なる相乗効果が期待でき、歴史にも富んだこの地は、生涯学習施設の拠点づくりに相応しい場所である。
- ④ 歴史民俗資料館の展示は、常設展示・企画展示・収蔵展示から構成すべきである。そのうち常設展示では、本巢市の特色を明らかにし、企画展示では、本巢市の様々な姿をテーマごとに明らかにすると共に、展示に変化を与え、収蔵展示では、本巢市のくらしの厚みと広がりを中心にすべきである。

## 付託検討事項2に関する提言

望ましい歴史民俗資料館を築くために、以下3領域からの条件整備が、強力で推進されるべきである。

### (1) 行政の整備事項

- ① 「歴史民俗資料館」の統合建設構想を、本巢市後期総合計画に位置づけ

る。

- ② 「富有柿の里」活用についての条件整備、とりわけ「地域再生法に基づく補助対象財産の転用承認手続き」を強力に推進する。
  - ③ 「本巢市歴史民俗資料館」の振興を図るために「本巢市歴史民俗資料館振興基金」（仮称）を開設し、その発展を推進する。
  - ④ 「本巢市歴史民俗資料館」の統合建設事業を推進する専任学芸職員を配置する。
  - ⑤ 「本巢市歴史民俗資料館」の統合事業を推進するため、本巢市行政内部に関係部署からなるプロジェクトチームを編成し、行政内部のコンセンサスを図り事業を推進する。
- (2) 「本巢市歴史民俗資料館」構想の推進
- ① 「本巢市歴史民俗資料館」の基本理念及び構想を策定すると共に、展示計画を立案するための専門委員会を設置し、検討を進める。
  - ② 市民の協力・参加を得て、収蔵資料の精査・整備を推進するための資料評価委員会（仮称）を設置し、条件整備を推進する。
- (3) 市民の協力・参加体制の推進
- ① 市民が、継続的に協力・参加出来る体制の整備を図る。
  - ② 歴史民俗資料館活動に対する支援、協力者の数の拡大、質の向上を図るためにリーダーの育成事業の推進を図る。

### 付託検討事項3に関する提言

市民が有効に活用でき、市民に開かれた「本巢市歴史民俗資料館」を築くため、以下2点の条件を整備し充実を図る。

- (1) 歴史民俗資料館が、市民にとって身近に活用できる生涯学習施設であるために必要な施設・設備・人的条件を整える。
- (2) 歴史民俗資料館に対する支援者・協力者が活動し易く、充実感の持てる物的・人的条件の整備を図る。

## (別添) 統合を検討する諸施設の現状と課題

根尾地区「さくら資料館」「根尾谷地震断層観察館」「本巣市民文化ホール」内の「真桑文楽資料コーナー」は除く。

○印は、評価すべき事項 ●印は、課題、問題事項

### 1・本巣民俗資料館

- 旧本巣町の民俗・歴史資料が、コーナー別に豊富に展示されており住民の衣食住の生活実態の概要が理解できる。
- 旧徳山村の民家は保存状態も良く、家屋及び展示されている生活用具も資料的価値が高い。
- 市役所庁舎南の駐車場より、資料館までの導線がわかりにくく、資料館南には墓地が迫り、場所的に適地と言えない。
- 展示はやや羅列的であり、資料価値が高められているとは言い難い。
- 管理室もなく、現場に管理者も不在であり、市民に開放する資料館としては不十分である。
- 現在の施設自体展示・収蔵庫共に狭隘で敷地に余裕もなく、統合候補施設として到底及ぶものではない。

### 2・糸貫民俗資料館

- 旧小学校校舎を活用し、展示室・収蔵庫に分かれていて、農耕用具をはじめ、衣食住に関わる民俗資料が豊富に所蔵され展示されている。
- 小中学生の学習利用を考慮して、用途別に工夫して展示されている。
- 施設は極めて狭く、老朽化も激しく雨漏りしている現状で、資料館施設としては不適切である。
- 現場には管理者もいず、常時施錠の状態、活用は極めて少ない。

### 3・真正民俗資料館

- 農耕用具を中心に、旧真正地域の民俗資料が、豊富に収蔵・展示されている。
- 農協の空き倉庫を転用した施設で展示にはそぐわない。また、雨漏りも有り、資料破損の危険もあり、民俗資料館として不適切である。

### 4・富有柿の里

- 富有柿センター・講義室・図書室・会議室・付属施設としての研修棟・陶芸館・バーベキューハウス・研究ハウスなど、施設全体として規模も大きく多様な活動が可能であり魅力的である。
- 富有柿センターの吹き抜けエントランスホールと建物の外観は、現代的で来館者にとって魅力的に映る施設である。
- 我が国でも有数の古墳群を擁する船来山の麓に位置づくこの地域は、

歴史と文化の香り高い文化ゾーンである。

- 富有柿センターには、収蔵施設は無く、広い面積を誇る「富有柿の里」施設全体の中で、収蔵施設を充実させる必要がある。
- 富有柿センターの展示や施設の活用には、明確な主張点に欠け、利用者も限定的で、施設の良さが生かしきれていない。
- 「富有柿の里」施設内全体では、起伏が多く高齢者には活用しにくい面がある。

#### 5・古墳と柿の館・赤彩古墳の館

- 船来山古墳群の一流出土資料が、豊富にわかり易く美しく展示されており、全国に誇り得る施設である。
- 年2回実施の企画展示は、入館者増に著しい成果を残し、資料館の在り方に示唆を与えるものがある。
- 両施設とも現場に常駐職員の配置は無く、活用に著しい障害となっている。
- 二階の柿展示施設は主張点が弱く、展示構成そのものも不備で、利用者が極端に少ない。
- トイレ・エレベーターの使用中止は、利用者への配慮に欠ける。

#### 6・高木貞治博士記念室

- 世界的な数学者で、本市出身の偉人である高木貞治博士の価値ある資料を博士の郷里本巢市で収蔵・保管していることは、全国的にも本市の誇りである。
- 収蔵・保管場所は、糸貫庁舎南の公民館の一室にあり、収蔵・保管・展示施設としてその何れもがはあまりにも不十分な施設であり、根本的な改善が緊急の課題である。

#### ( 検討対象施設の総評 )

市内に分散する施設が収蔵する資料には、学術的に価値あるものが含まれている。しかし、施設が分散していることや、施設自体の構造・展示方法・収蔵方法等に問題があり、資料の持つ価値を市民に十分伝えているとは、言い難い。中には雨漏れのする施設もあり、資料管理の面でも課題は極めて大きい。検討対象とした施設が生涯学習施設として、機能を果たすためには、常駐担当職員を配置することが大前提である。しかし現状は、何れの施設にも常駐職員の配置はなく、当然参観には手間がかかり、市民のための生涯学習施設とは言い難く、これら施設の存在そのものが、市民に十分周知されていないのが現状である。